

水産分野における データ利活用ガイドラインとは？

みんなが安心してデータを利用できるスマート水産業へ

● スマート水産業とは？

ICT や AI などの先進技術を水産分野で活用して、水産資源の持続的な利用や水産業の成長産業化の実現を目指す取組のことをスマート水産業といいます。例えば、漁場環境データを集めて、AI を活用して漁場形成や赤潮の発生を予測する技術は、スマート水産業の一例といえます。

● スマート水産業ではデータ利活用が重要！

多くのスマート水産業では、生産者が漁場環境や生産活動のデータを取得・創出し、そのデータを事業者が整理・分析することで、生産活動の効率化や省力化に資するサービスを提供しています。つまり、生産現場と事業者との間でデータを提供しあう関係にあります。



● データ提供時に発生しうるトラブルとは？

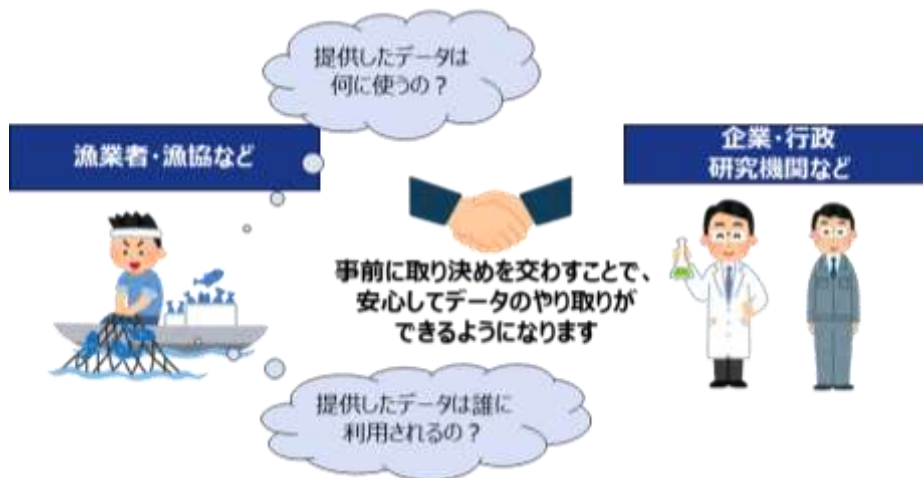
この時に気をつけなければならないのは、データは「無体物（実体がないもの）」なので、民法上の所有権の対象にならないことです。このため、一度データが生産者から流出してしまうと、その権利性を主張することが難しくなってしまいます。このことは、生産者と事業者との間で、トラブルの原因となる可能性があります。例えば、漁業者が、漁場予測サービスを利用するために、事業者から提供した漁場環境データや操業データが、競合する遊漁者の釣り情報サービス提供に利用されてしまう、といったケースが考えられます。



● どうすればいいの？

このようなトラブルを避けるためには、生産者と事業者が通常のサービス利用契約等に加えて、生産者から事業者へデータを提供する場合の「取決め（ルール）」を作っておく必要があります。取決めの内容は契約書、約款、規約などに必要な事項が網羅されていることが重要です。

取決めを作っておくことで、生産者は自分が提供したデータが想定しない形で利用されることを防ぐことができます。一方、データを利用する事業者側から見ても、取り決めをしておくことで生産者が秘匿しがちな情報を円滑に提供してもらうことができるようになります。



● ガイドラインを読んでもみよう！

水産庁が令和4年度に公表した「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」では、水産分野において、生産者と事業者の間で円滑にこの「取決め」を作るよう、水産分野のデータ提供関係やデータの特徴を解説し、契約書を作る際のポイントを契約書のひな型に基づいて解説しています。全体としてやや難解ですが、特にスマート水産業のサービスを提供する事業者の皆様には、是非読んでいただきたいと考えています。

● 概要版も制作中！

今後、「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」を、より生産者に分かりやすく理解してもらうための「概要版」の制作が進められています。また、様々な人からデータを集めて、そのデータを基にサービス提供を行う「データプラットフォーム」型のサービスについてもガイドラインに追加する予定です。最新の状況については、水産庁のスマート水産業 HP (<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/smart/>) をチェックしてください。

第24回ジャパンインターナショナルフードショー

この資料は、水産庁委託事業（スマート水産業推進事業のうちスマート水産業推進基盤活用推進事業）により、一般社団法人漁業情報サービスセンターが作成しました。

問い合わせ等は漁業情報サービスセンター（<https://www.jafic.or.jp>）まで
お願いします。